

議第113号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

令和2年9月23日提出

京都市長 門 川 大 作

事 件 名	国家賠償請求控訴事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方は、本市が設置する高等学校に在籍していた当時、所属するソフトボール部の部活動の練習中、同部の顧問の教員が打った球を捕球した際、左手小指を負傷し、可動域制限等の後遺障害が生じたことが、本市が相手方の身体の安全に配慮すべき義務に違反したことによるものであるとして、本市に対し、12,475,201円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、5,785,144円及び遅延損害金の支払を命じる判決を言い渡した。</p> <p>そこで、本市は、当該判決のうち、相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>
和 解 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市は、相手方に対し、既払金を除くほか、本件解決金として4,000,000円の支払義務があることを認める。 2 本市は、相手方に対し、前項の金員を令和 年 月 日限り、相手方指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。 3 相手方は、その余の請求を放棄する。 4 当事者双方は、本市と相手方との間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は、第1,2審とも、各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。